

I. はじめに

12月8日に平成29年度の税制改正大綱が公表されました。家計への影響としては、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しという社会全体へ大きなインパクトを及ぼす改正がある一方、企業へ影響する改正は昨年よりは小規模な内容となっております。法人実効税率の変更もありません。

今年最後の Seiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち主な項目について解説します。

II. 家計へ影響する主な改正

(1) 配偶者控除等の見直し (↗増税 / ↘減税)

配偶者の所得が38万円(給与収入103万円)までであれば納税者の所得から一律38万円を控除できる配偶者控除ですが、平成30年から、納税者の所得が900万円を超える世帯では控除額が26万円に、950万円を超えると13万円に減額され、1,000万円超で配偶者控除の適用がなくなります。

配偶者特別控除については、納税者の所得が900万円を超えると段階的に控除額が減額される一方で、配偶者特別控除を最大限に受けることができる配偶者の所得の上限が85万円(給与収入150万円)となり、いわゆる「103万円の壁」が引き上げられます。

この150万円という水準は、安倍内閣が目指す最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収(144万円)を上回るものであり、「一億

【図表1】配偶者控除等の控除金額 (単位:万円)

納税者 配偶者	改正前	改正後			
		~1,000	~900	~950	~1,000
~38	(※1) 38	38	26	13	
(配 偶 者 特 別 控 除) ~76	(※2) 3~38	38	26	13	
~85		38	26	13	
~90		36	24	12	
~95		31	21	11	
~100		26	18	9	
~105	なし	21	14	7	
~110		16	11	6	
~115		11	8	4	
~120		6	4	2	
~123		3	2	1	

(※1) 納税者の所得制限なし

(※2) 配偶者の所得に応じて段階的に減少

総活躍社会」の方策として、これまで就業調整を行ってきたと考えられるパートタイムで働く層の就業促進を意識した金額設定となっています。

(2) 積立 NISA の創設 (↘減税)

現行の NISA では積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立 NISA が創設されました。年間の非課税枠は現行の1/3に減り、投資対象も積立・分散投資に適した投資信託に限られますが、投資後20年は配当金や売却益が非課税となります。

なお、両制度は暦年単位で選択適用することができます。

【図表2】積立 NISA と現行制度との比較

	NISA	積立 NISA
非課税投資枠	年間120万円	年間40万円
投資期間	5年(H26~35)	20年(H30~49)
非課税投資総額	600万円	800万円
投資対象	多様	投資信託に限定

(3) タワーマンション課税の見直し (↗増税 / ↘減税)

高さ60m(概ね20階)超のタワーマンションにかかる不動産取得税や固定資産税について、階層による取引価格や資産価値の違いを反映し、高層階ほど同一面積当たりの課税金額が高くなるよう補正されます。例えば40階建てのマンションでは、中間階の住戸は現在と変わらず、最上階は1階よりも10%ほど税額が高くなります。

平成27年に相続税が引き上げられて、現金よりも評価額の低いタワーマンション購入による節税人気が富裕層の間で高まったことから、今回の改正にいたりました。ただし、現行税制を前提とした購入者からの反発を避けるため、平成30年度から新たに固定資産税が課される建築物(平成29年3月31日までに売買契約していれば除外)が対象となります。

(4) 贈与税・相続税の納税義務者の見直し (↗増税 / ↘減税)

居住地を外国に移してから国外財産を贈与する、あるいは相続に備えるといった租税回避を防止するため、平成29年4月1日以降の贈与・相続より、贈与者・被相続人及び受贈者・相続人の双方が国外に「10年超」居住していることが要件とされ、現行の「5年超」から延長されます。一方、グローバル化に伴う外国人材受け入れ促進のため、一時的滞在者である外国人同士の相続等は国内財産のみが課税対象となります。

(5) 酒税の見直し (↗増税 / ↘減税)

従来、ビール系飲料（ビールのほか、ビール風味の発泡酒やいわゆる「第3のビール」）は別々の税額が適用されていましたが、今後10年かけて下表のとおり統一されます。ビール党にはうれしい改正ですが、第3のビールは税額が倍増するため、儉約家にとっては厳しい内容となっています。

また、日本酒とワインの間にも現状1.5倍の税額の開きがありますが、平成35年までにちょうど中間へ統一されます。

【図表3】ビール系飲料等の税額推移 (単位:円/350mlあたり)

	改正前	H32.10~	H35.10~	H38.10~
ビール	77.00	70.00	63.35	
発泡酒	46.99	46.99	46.99	54.25
第3のビール	28.00	37.80	46.99	
日本酒	42.00	38.50	35.00	同左
ワイン	28.00	31.50		

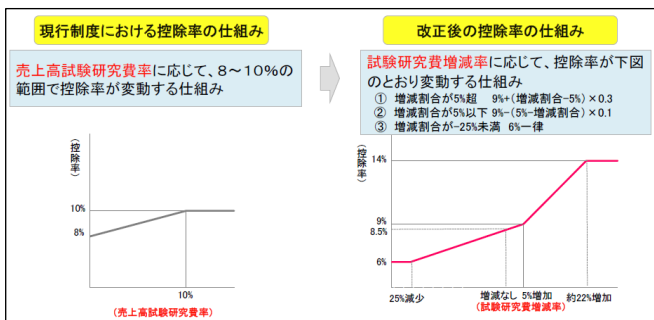
III. 企業へ影響する主な改正

(1) 研究開発税制の見直し (↘減税)

GDP 600兆円へ向けた企業の攻めの投資や賃上げを促進するため、後述する(2)と併せて各種の減税策を打ち出しました。その目玉が税額控除の対象となる試験研究費の範囲拡大と税額控除率（控除限度額）の引き上げです。

平成29年度より、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータや人口知能を活用した「サービス」開発のための費用が範囲に追加されます。また、試験研究費の増加割合が高い企業ほど減免措置の恩恵を受けることができるよう、メリハリの効いた控除制度へ変わります。

【図表4】研究開発税制の新たな控除率の仕組み



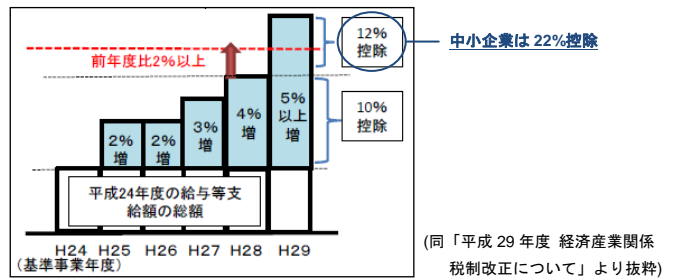
(経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」より転載)

なお、中小企業向け支援を特に強化するため、従来の控除率12%・控除限度25%（対法人税額）を維持したうえで、試験研究費が5%超増加した場合に控除率（最大17%）・控除限度（10%）を上乗せする仕組みが導入されます。

(2) 所得拡大促進税制の見直し (↗増税 / ↘減税)

本年度を上回る賃上げを実現するため、平均給与等支給額が前年度より2%以上増加した場合には、当該増加分に対する税額控除率（現行10%）に大企業で+2%、中小企業で+12%上乗せされます。一方で、増加率が2%未満の大企業は本税制支援の対象から外れることとなります。これにより、賃上げ余力の乏しい大企業は税負担が増える可能性があります。

【図表5】新たな控除率の仕組み（大企業）



(同「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」より抜粋)

(3) 中小企業向け租税特別措置の適用除外 (↗増税)

これまで資本金1億円以下の中小企業はさまざまな税制上の恩恵を受けてきましたが、平成31年度より、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える企業は、資本金1億円以下であっても各租税特別措置を受けることができません。

- 法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下に15%）
- 研究開発税制（前述(1)）
- 所得拡大促進税制（前述(2)）ほか

改正の背景に、資本金125億円を1億円に減資した吉本興業や減資策を打ち出したものの批判を受けて断念したシャープの存在があります。本改正で極端な減資による節税に歯止めがかかりますが、外形標準課税の適用基準はまだまだ資本金のみであり、こちらも近い将来見直されるかもしれません。

(4) 外国子会社合算税制の見直し (↗増税 / ↘減税)

パナマ文書の流出による国際的な課税逃れへの批判に後押しされ、「タックスヘイブン対策税制」が総合的に見直されました。現行、国内所得に合算する外国子会社はトリガー税率20%未満のケイマン諸島や香港に限られていますが、これが撤廃され、日本の法人実効税率（約30%）を下回る中国やタイも対象国に加わります。一方で、実体ある事業からの所得は対象から除かれ、配当収入や株式譲渡益などの受動的所得のみを合算すればよく、所得の範囲は縮小します。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/